

期日報告書⑯

平成30年5月15日

函館市 御中

さくら共同法律事務所
弁護士 河合 弘之
外12名

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご依頼の相手方国外1名との間の東京地方裁判所平成26年（行ウ）第152号 大間
原子力発電所建設差止等請求事件について、下記のとおりご報告いたします。

敬具

記

- 1 期日 平成30年5月14日（月曜日）午前10時30分
東京地方裁判所103号法廷
第16回口頭弁論期日
- 2 出席者 当方：弁護団10名（河合弘之（団長），海渡雄一，井戸謙一，青木秀樹，
内山成樹，只野靖，望月賢司，兼平史，金裕介，甫守一樹，
大河陽子）欠席：白日光、中野宏典
相手方（被告ら）：各代理人弁護士ら 出席
- 3 裁判体の変更
右陪席は小川弘持裁判官に，左陪席は三貫納有子に変更になった。
なお，裁判長（林俊之裁判官）は変更なし。
- 4 準備書面の陳述・証拠調べ
当 方：平成30年5月9日付け準備書面（31）陳述、「補足説明に先立ち確認させて
いただきたい事項」に対する回答書の4項を主張の補充として陳述扱いと
した。

甲A56号証～甲A66号証

平成30年5月9日付け証拠説明書(25), (26) 提出

なお, 甲F93(プレゼン資料)・証拠説明書(27)については留保となりました。

相手方(被告国):平成30年5月14日付け第13準備書面 陳述

乙A30号証～33号証 提出

平成30年5月14日付け乙A証拠説明書(9) 提出

相手方(被告電源開発):特になし

5 口頭弁論の内容

まず, 原告訴訟代理人只野, 甫守弁護士が, 準備書面(31)に基づき, 函館地裁大間原発建設差止請求棄却判決の不合理性について, プレゼンを行いました。なお, 火山に関するプレゼンは次回期日に行なうことになりました。

そして裁判所は, 今後の審理方針については, 進行協議期日の場で議論したいと述べて, 本期日は終了しました。

最後に裁判所は, 今後の予定について, 「6」のとおり指定して, 期日は終了しました。なお, 次回期日後に, 進行協議期日を行うことが確認されました。

6 今後の期日

日時 平成30年8月29日(水曜日)午後2時00分開始

場所 東京地方裁判所103号法廷

第17回口頭弁論期日

以上